平成21年第12回美郷町議会定例会

議事日程(第2号)

平成21年12月15日(火曜日)午前10時開議

議案上程 (説明)

- 第 1 議案第83号 工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第86号 美郷町公民館使用料徴収条例の一部改正について
- 第 3 議案第87号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第88号 美郷町交流センター設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第89号 美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第90号 美郷町都市公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第91号 指定管理者の指定について
- 第 8 議案第92号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第93号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第94号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第95号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第9号
- 第12 議案第96号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第13 議案第97号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号
- 第14 議案第98号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第15 議案第99号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

美智男 1番 中村 君 2番 熊 谷良夫 君 3番 伊 藤 福章 君 4番 武 藤 威 君 淑 雄 君 中 村 利 昭 君 5番 森 6番 元 7番 吉 野 久 君 8番 福 田 守 君 9番 泉 美和子 君 泉 君 10番 繁 夫 澤 隆一 君 澁 君 11番 杉 12番 谷 俊 13番 深 澤 均 君 14番 戸 澤 勉 君 飛 澤 龍右工門 15番 熊 谷 隆 君 16番 君 17番 深 沢 義 一 君 18番 髙 橋 猛 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

田知己 長 松 君 長 佐々木 敬 治 君 総務課長兼 原 君 高橋 君 小 正 彦 企画財政課長 薫 総合サービス課長 会 計 管 理 者 税 務 昇 課 長 原 隆 昇 君 坂 本 君 小 兼出納室長 住民生活課長 潔 福祉保健課長 右 谷 康 君 髙 橋 君 農 政 課 長 照 井 智 則 君 商工観光交流課長 小 林 宏 和 君 設 建 課 長 鈴 木 隆 君 農業委員会会長 渡 邉 調 君 業委員 会 小野寺 光廣 君 教育委員長 佐 藤 孝 君 務 局 長 育 順之助 君 長 後 松 務 課 長 辻 志 君 社会教育課長 泉 谷 隆 雄 君 幼児教育課長 草薙 正子君 代表監查委員 久 米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

 事務局長深澤克太郎
 庶務班長 兼議事班長 鈴木邦子

 主 査 佐々木直樹

◎開議の宣告

○議長(髙橋 猛君) おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、本会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎議案第83号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第1、議案第83号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。 議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長兼総合サービス課長(小原正彦君) おはようございます。

議案第83号についてご説明いたします。

平成21年度安全・安心な学校づくり交付金事業としての六郷中学校エコ対策サッシ改修工事の B工区について、一般競争入札の結果、美郷町土崎字中野際のはりま建設株式会社に落札になり ました。

契約金額は6,142万5,000円で、契約に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、契約書案及び入札執行等詳細については、議案資料集1ページ、2ページをごらんくだ さい。以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第83号の説明が終わりました。

◎議案第86号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第2、議案第86号 美郷町公民館使用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- **〇議長(髙橋 猛君)** 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。
- **〇社会教育課長(泉谷隆雄君)** 議案第86号につきましてご説明いたします。

提案の理由でございますが、町内公民館の統廃合に伴い、改正の必要が生じたほか、公民館の 使用料徴収事務の簡素化を図りたく、一部改正を提案するものでございます。

議案資料集4ページをごらんいただきたいと思います。

第2条に、「前項の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」という1項を加える内容でございます。これは別表にもございますとおり、冷暖房を使用した場合30%加算され、10円未満の端数が生じてまいります。今回は、この端数を事務の簡素化を図るため徴収しないというふうに改正するものでございます。

また、公民館設置条例の改正に伴いまして、千畑・六郷公民館の項を削り、仙南公民館の項を美郷町公民館に改めるものでございます。

なお、10円未満の切り捨てにつきましては、平成22年4月1日からの施行でございます。以上です。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第86号の説明が終わりました。

◎議案第87号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第3、議案第87号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に 関する条例の全部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- **〇議長(髙橋 猛君)** 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。
- **〇社会教育課長(泉谷隆雄君)** 議案第87号につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町公共施設再編計画に基づき美郷町老人福祉センター清水苑に 公民館機能を付与するため、提案するものでございます。

初めに、改正内容の基本的な部分につきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、従来どおり老人福祉施設としての機能は存続しますので、これまで利用されてきた方々 に対する変更はほとんどない内容になってございます。

また、日中使われていない部屋と夜間の全館については、公民館として使用させていただく内

容になってございます。従いまして、これまでの清水苑条例と公民館条例を合体させたような内容になってございます。

また、指定管理者の指定につきましては、他の集会施設と同様の管理体制をとるため、直営で管理する内容に改正してございます。

それでは、議案資料集5ページをお願いしたいと思います。

大きく改正となる部分をかいつまんでご説明いたします。

初めに、第2条でありますが、施設名を改正してございます。「美郷町中央ふれあい館」となってございます。

第3条では、安心電話が社会福祉協議会の方に移設になりますので、その部分を削除してございます。

第4条から7条につきましては、指定管理者にかかわる内容のため、削除してございます。 7ページをお願いいたします。

第6条、開館時間でございますが、公民館に合わせまして午前9時から午後10時までに改正してございます。

8ページをお願いいたします。

第11条の使用料でございますが、こちらにつきましては、11ページをご覧いただきたいと思います。

別表 2 が新たに設定した各部屋の使用料金でございます。料金の算出根拠でございますが、現在の六郷公民館の各部屋の1 平米当たりの単価を出しまして、清水苑の類似する部屋ごとに面積を乗じて算出してございます。

9ページにお戻りください。

第12条の使用料の免除規定でございますが、公民館の免除規定を付加した内容になってございます。

最後になりますけれども、この条例は、平成22年4月1日より施行するものでございます。以上です。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第87号の説明が終わりました。

◎議案第88号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第4、議案第88号 美郷町交流センター設置条例の一部改正について

を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。
- **〇社会教育課長(泉谷隆雄君)** 議案第88号につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町公共施設再編計画に伴い美郷町仙南交流センターの名称を変 更するため、美郷町交流センター設置条例の規定を改正したく提案するものでございます。

議案資料集12ページをごらんいただきたいと思います。

美郷町交流センター設置条例第2条の表中、「美郷町仙南交流センター」とあるものを、平成22 年4月1日より「美郷町南ふれあい館」と改めるものでございます。

なお、この交流センター設置条例は、仙南交流センターが廃止されるまでの間存続するわけで ありますが、廃止後はふれあい館設置条例というような形で新たに整備されるものと考えており ます。以上です。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第88号の説明が終わりました。

◎議案第89号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第5、議案第89号 美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正に ついてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- 〇議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。
- **〇社会教育課長(泉谷隆雄君)** 議案第89号につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町公共施設再編計画に伴う美郷町仙南交流センターの名称変更によるほか、使用料徴収事務の簡素化を図るため、美郷町交流センター使用料徴収条例の規定を 改正したく提案するものでございます。

議案資料集13ページをお願いいたします。

第2条に「前項の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」という1項を加える内容でございます。

また、別表中の「仙南交流センター」とあるものを「美郷町南ふれあい館」に改める内容でご

ざいます。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日より施行するものでございます。以上です。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第89号の説明が終わりました。

◎議案第90号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第6、議案第90号 美郷町都市公園条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(鈴木 隆君) 議案第90号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町公共施設再編計画に基づき六郷中央公園の運動施設を廃止し 通路及び駐車場にするため、美郷町都市公園条例の規定を改正したく提案するものでございま す。

24ページ、別紙をお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、運動施設でありますテニスコート及びプールの廃止に伴い、 関係する条項及び別表等を別紙のとおり整理するものでございます。

なお、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

議案資料集の14から15ページに新旧対照表がありますので、ごらんいただきたいと思います。 以上です。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第90号の説明が終わりました。

◎議案第91号の上程、説明

O議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第91号 指定管理者の指定についてを上程いたします。 議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

〇商工観光交流課長(小林宏和君) 議案第91号についてご説明いたします。

有限会社あったか山より、あったか山温泉施設につきまして指定管理者の指定を受けたい旨、申請がありました。12月3日美郷町指定管理者選定委員会が開催され、候補者として妥当と認められましたので、地方自治法第244の2第6項の規定により提案いたすものでございます。以上であります。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第91号の説明が終わりました。

◎議案第92号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第8、議案第92号 指定管理者の指定についてを上程いたします。 議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。
- **〇商工観光交流課長(小林宏和君)** 議案第92号につきましてご説明いたします。

28ページをお願いいたします。

千畑へルス観光株式会社より、公の施設5施設につきまして指定管理者の指定を受けたく申請がありました。12月3日美郷町指定管理者選定委員会が開催され、候補者として妥当と認められましたので、地方自治法第244の2第6項の規定により提案いたすものでございます。以上であります。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第92号の説明が終わりました。

◎議案第93号の上程、説明

O議長(髙橋 猛君) 日程第9、議案第93号 指定管理者の指定についてを上程いたします。 議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- **〇議長(髙橋 猛君)** 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長兼総合サービス課長(小原正彦君) 議案第93号についてご説明いたします。

議案第84号で既に議決をいただいております中央行政センター、現在の六郷庁舎でございますが、この施設の指定管理者を美郷町商工会に指定するものでございます。

美郷町商工会は、地域内商工業の総合的な発展と社会一般の福祉の増進に資し、経済の健全な発展に寄与するとの目的のもとに設立をされてございます。

また、豊かなまちづくりと地域商工業の活性化を図ることを目的とした事業等々を実施している公共団体でございます。

今回設置する行政センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成できる団体であることから、 中央行政センターの指定管理者として指定するものでございます。以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第93号の説明が終わりました。

◎議案第94号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第94号 指定管理者の指定についてを上程いたします。 議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。
- **〇総務課長兼総合サービス課長(小原正彦君)** 議案第94号についてご説明いたします。

南行政センター、現在の仙南庁舎でございますが、この施設の指定管理者を財団法人秋田県総合保健事業団に指定するものでございます。

財団法人秋田県総合保健事業団は、県民の健康管理と保持増進を図るとともに、環境衛生の向上のため必要な事業を行い、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする公共的団体であり、今回設置する行政センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成できる団体であることから、南行政センターの指定管理者として指定するものでございます。以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで議案第94号の説明が終わりました。

◎議案第95号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第11、議案第95号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第9号を上程 いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(髙橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を担当課長から求めます。

企画財政課長から順次説明を求めます。

○企画財政課長(高橋 薫君) 議案第95号 平成21年度一般会計補正予算第9号について説明いたします。

歳入の方から説明いたします。

40ページをお願いします。

9款地方交付税の普通交付税ですが、補正財源といたしまして315万6,000円を補正しております。

- ○社会教育課長(泉谷隆雄君) 12款1項7目教育使用料でございますが、こちらは永田萌絵画展開催に伴う入館料でございます。当初の見込みを10万円上回ってございます。
- ○福祉保健課長(右谷康一君) 続きまして、13款1項1目1節でございます。これは保険基盤安定負担金額確定により減額するものでございます。

同じく2節、これは介護、訓練、補装具など、自立支援の給付増に伴うものでございます。 同じく2項1目1節、これは障害区分認定の事務費増に伴うものでございます。

2節、これは子育て応援特別手当交付金、同じく事務取扱交付金、事業の執行停止により減額 するものでございます。

- ○学務課長(辻 一志君) 続きまして、6項1節の小学校費補助金及び2節の中学校費補助金ですが、当初一般財源による購入を予定していた実験器具などの理科教育設備について、国の補助対象となったことにより決定になった補助金を補正するものでございます。国の補助率は2分の1となっております。以上です。
- **〇住民生活課長(髙橋 潔君)** 続きまして、7目1節総務費国庫補助金ですが、国の補正予算に おいて防災情報通信設備整備交付金が創設されました。これは全国瞬時警報システムを全額国費 によって全国一斉に整備するために交付されるものでございます。以上でございます。
- ○福祉保健課長(右谷康一君) 続きまして、14款1項1目1節でございます。保険基盤安定負担金、額確定により計上するものでございます。

同じく2節自立支援給付費の増に伴うものでございます。

- ○総務課長兼総合サービス課長(小原正彦君) 2項1目1節生活バス路線維持費補助金でございますが、こちらは生活バス路線の3路線の補助金の確定によるものでございます。
- **〇福祉保健課長(右谷康一君)** 2目1節、これにつきましては、自立支援対策事業量の減少によ

るものでございます。

- 〇農政課長(照井智則君) 続きまして、4目3節でございますけれども、千畑中野地区で県単小 規模土地改良事業による水路改修工事を予定しておりましたが、国の経済対策として今年追加実 施いたしました農地有効化利用支援整備事業に変更したため減額するものでございます。
- **〇社会教育課長(泉谷隆雄君)** 6 目教育費県補助金でございますが、こちらは学校支援本部事業 にかかわる県の補助金でございます。事業費の2分の1でございます。
- **〇企画財政課長(高橋 薫君)** 3項1目4節の統計調査費委託金ですが、世界農林業センサス調査の委託額が確定したことにより追加するものでございます。
- ○総務課長兼総合サービス課長(小原正彦君) 次の6節から6目2節、それから7目の4節につきましては、県より権限移譲となった事務に対する交付金でございます。権限移譲になった事務は、今年度分27件で、これまでの分と合わせて56事務について権限移譲になってございます。これによる今年度の交付金の総額は286万3,000円となってございます。
- ○社会教育課長(泉谷隆雄君) 7目1節埋蔵文化財発掘調査委託金でございますが、こちらは本 堂城回地区の県営圃場整備事業に伴う発掘調査の委託金でございます。現場等終了してございま すので、精算に伴う減額補正でございます。
- ○総務課長兼総合サービス課長(小原正彦君) 続いて、43ページ、歳出でございます。 初めに、人件費の補正についてご説明いたします。

各款項目の2節給料、3節職員手当につきましては、人事院勧告に基づく条例改正によるもの、 育児休業によるもの、事務増及び事務終了による減などによるものでございます。

4節の共済費につきましては、制度改正により負担率の改正による増でございます。

この今回の人件費の補正についてですけれども、特別職分につきましては、期末手当で111万円の減、共済費で15万2,000円の増となっております。一般職分は、給料で286万5,000円の減、職員手当で1,525万円の減、共済費で1,131万1,000円の増となっております。

詳細につきましては、58ページからの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

なお、各目ごとの人件費の説明は省略させていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。

次に、1款1項1目の議会費でございますが、14節の事務機器借上料は、こちらは公共施設再編によりコピー機を一括管理することによる減額でございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、1節の行政協力員報酬は、世帯増による報酬

の追加分でございます。

11節管理用消耗品は、庁舎移転に伴います住民周知用の看板作成用の消耗品でございます。

14節事務機器借上料は、一括管理による減額でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

18節は出張所用の公印の購入費でございます。

19節は行政区の活動拠点とする集会所等を整備する事業としての地域活動拠点整備事業費補助金の追加によるものでございます。これまで4件の交付が決定しておりますが、1行政区において集会所の整備を予定してございます。この不足額を追加するものでございます。

次に、5目財産管理費でございますが、7節一般作業員賃金は、庁舎移転に伴い第二庁舎の清 掃員賃金が不足を生ずることによる追加でございます。

12節は、現千畑庁舎の煤煙検査手数料を追加するものでございます。

13節は、第二庁舎の冬囲いと空調設備の管理維持等々の委託料を追加するものと、畑屋字街道東4-1、美郷町車検センター向かいにございます町有地の桜が枯れたことにより、この伐採の処分を実施するものでございます。

14節は、こちらは第二庁舎の玄関マットの借上費用でございます。

次に、6目企画費でございますが、14節はコピー機の一括管理による減でございます。

19節生活バス路線等維持費補助金は、生活バス路線3路線4系統の今年度分の運行実績による補助額が確定したことによる減額の補正でございます。補助額は858万9,000円となります。

美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金は、乗合タクシーの利用者の増加に伴い、運行経費の追加をお願いするものでございます。負担金額は548万円となります。

○企画財政課長(高橋 薫君) 7目電子計算費ですが、11節の修繕料、事務消耗品は、パソコン・プリンターの修繕と関連消耗品に不足が生じたことによるもので、13節の調査委託料は、来年度における電算システムの保守委託につきまして、見積もり金額の妥当性を専門分野から精査するための計でございます。

14節は、庁舎再編に伴いまして、千畑庁舎で使用するコピー機の管理費を一括この目より支出するための計でございます。

O住民生活課長(髙橋 潔君) 8目交通安全対策費15節工事請負費でございますが、広告塔解体 工事でございますが、筒井崎地内の県道角館六郷線と県道大曲田沢湖線との交差点付近に、交通 安全啓発等の看板を設置してございます。経年劣化により倒壊するおそれがあり、通行する方々 の安全を確保するため解体するものでございます。

二つ目のカーブミラー改修工事でございますが、台風18号や11月の強風のため予算を支出して おります。今後改修に要する予算の追加をお願いするものでございます。

続きまして、14目消費者行政費でございますが、権限移譲推進交付金の確定に伴います財源補 正でございます。以上です。

- ○社会教育課長(泉谷隆雄君) 15目工事施設再編事業費でございますが、こちらは千畑公民館解 体工事費でございます。
- 〇農政課長(照井智則君) 16目15節でございますけれども、こちらは堆肥センター機能強化工事におきまして、大型パイプハウスの建設地の路盤が一部軟弱なため一定の地耐力を確保する必要から、路盤構成の補強に必要なための経費です。以上です。
- ○税務課長(小原隆昇君) 46ページに参りまして、1目税務総務費における19節負担金補助及び 交付金、2目賦課徴収費における12節役務費、13節委託料につきましては、地方税ポータルシス テム、(通称) e L T A X の基礎システムを構築するためのものでございます。
- **〇企画財政課長(高橋 薫君)** 5項2目の指定統計費ですが、世界農林業センサス調査の県委託 金が確定したことにより調整したものでございます。
- ○福祉保健課長(右谷康一君) 3款1項2目障害者福祉費でございます。12節、これは障害認定 区分の医師意見書作成のための手数料を追加したものでございます。
 - 13節、これは移動支援申請者増による追加でございます。
 - 20節、これは給付対象者増加による追加でございます。
 - 23節、平成20年度、前年分の自立支援給付費などの国庫負担金の精算の償還金でございます。
 - 続きまして、3目高齢者福祉費でございます。13節、これは社会福祉協議会再編に伴う仙南地区のふれあい安心電話を移設するための費用でございます。
 - 4目医療給付費28節は、これは保険基盤安定財政支援などの国保特別会計繰出金の額の確定に よる減額でございます。
- ○幼児教育課長(草薙正子君) 48ページをお願いいたします。
 - 2項4目児童福祉施設費7節臨時保育士賃金ですが、これは0歳児の途中入所の増加によるものでございます。
 - 11節は六郷保育園のインターホンの修繕料でございます。
 - 13節は広域入所児童の増加による補正でございます。

14節、六郷保育園のコピー機借上料でございます。

15節は六郷保育園の職員室の流し台設置工事代でございます。

18節、掃除機、それからベビーカーは千畑保育園、生ごみ入れは六郷保育園、デジタルベビースケール、これは体重身長計でございますが、仙南保育園分です。いずれも使用不能で更新するものでございます。

○福祉保健課長(右谷康一君) 続いて、6目子育て応援特別手当交付金事業費でございます。補 正いたしておりましたが、事業の執行停止により、3節、11節、12節、13節、19節について減額 するものでございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。3節の職員手当等、時間外手当、これにつきましては、新型インフルエンザの発熱外来センター、それから現在行っております集団接種にかかわる職員の時間外手当でございます。

13節、これは公共施設再編に伴い、仙南・千畑保健センターの管理費を減額するものでございます。

14節は、同じく公共施設再編に伴う保健センター事務機器の借上料となってございます。コピー機でございます。

○農政課長(照井智則君) 続きまして、50ページをお願いいたします。

6款1項3目でございますけれども、これは財源補正によるものでございます。

同じく7目11節は、アクティセンターに設置されております脱水機修繕のための経費で、汚泥を固形物と水分に分離する機械ですが、平成5年3月から使用しており、経年劣化が激しく、不良箇所を修繕するための経費です。

8目19節の農地有効化利用支援整備事業は、国の経済対策としてことし追加実施されたもので、事業費200万円未満の土地改良事業に対し、国が事業費の約半分を補助するものですが、今年度は2土地改良区が9カ所の事業を予定しております。補正額は町が事業費の10%を補助するための経費です。担い手育成基盤整備事業費負担金は、堀板地区の補完工事の増額に伴い、美郷町分の負担金を増額するものです。団体営事業負担金は、千畑中野地区で予定している県単小規模土地改良事業による水路改修工事が農地有効化利用支援整備事業に変更したため減額するものです。

○税務課長(小原隆昇君) 9 目国土調査費ですが、地籍図作成に伴う事務補助員に係る経費について、事業費内で組み替えを行うものでございます。賃金に34万1,000円を組み替えるというものでございます。

○商工観光交流課長(小林宏和君) 同じく51ページ、7款1項1目8節報償費でございます。白色のラベンダーを来春品種登録いたしたく、名称募集に要する経費を計上してございます。

その下、19節であります。広域観光推進のための資料整備や研修等に要する負担金を計上して ございます。

2目9節旅費であります。県知事や県内市町村長が開催する首都圏でのセミナーと企業誘致活動に要する旅費を計上してございます。

次のページ、52ページをお願いいたします。

上から3行目、7の賃金であります。山本公園におきまして、昨年費で2.4倍の利用客がございます。それに対処するための賃金補正でございます。

4 目温泉施設費の15節工事請負費でございます。専門業者等の点検時、非常照明バッテリー、 それから非常放送設備に不良個所が見つかり、それを改善するため計上してございます。

それから、53ページをお願いいたします。中ほどでございます。

8款4項3目11節需用費であります。これは、現在六郷字米町地内の多目的スペースを整備してございますが、通行者や交通の支障となる街路灯の撤去費を計上してございます。

その下、15節工事請負費の多目的スペース整備工事であります。この整備は、全面的な舗装整備と当初しておりましたが、観光客や買物客がより利活用しやすいエリアとしたく、植栽、ベンチ、看板等、景観の整備を追加いたしたいものでございます。以上であります。

- **○住民生活課長(髙橋 潔君)** 二つ目の全国瞬時警報システム改修工事でございますが、国の防災情報通信設備整備交付金により、全国一斉にこのシステムを改修するものであります。災害や非常事態等の緊急情報をいち早く明確に住民に伝達し、信頼性の高いシステムを構築するため整備するものでございます。以上であります。
- ○学務課長(辻 一志君) 54ページ、お願いいたします。

10款1項2目8節の報償金ですけれども、六郷地区に開校する小学校の校歌の歌詞及び校章の選考をお願いする審査員の報償費でございます。1月中に公募し、2月上旬には決定の予定でございます。また、報償品ですけれども、これは採用された作品の作者への記念品でございます。

13節委託料ですけれども、校歌の作曲については作曲実績のある方に委託したいと考えておりまして、その委託料でございます。作曲は、通常の斉唱用と吹奏楽用に編曲したもの2曲を依頼する予定でございます。

14節ですけれども、これはコピー機の一括管理によるものでございます。

続きまして、2項1目11節の修繕料でございますが、六郷小学校の機械室に取りつけられたルーフドレンの腐食のため雨漏りするようになったことにより、修繕するものでございます。

それから、13節委託料と、それから18節の備品購入費でございますが、六郷地区に開校する小学校の校章、校歌の制定に要する費用でございまして、体育館に掲示する校歌の掲示板及び校章の入った体育館のステージ幕、校舎正面の外壁あるいは演壇に取りつける校章の設置費用でございます。また、備品ですけれども、こちらは校旗の購入でございまして、式典用の飾りつけのある刺繍によるものを考えております。旗立て台などセットになったもの1組、そのほかに掲揚用の染色によるものを予定してございます。以上です。

○幼児教育課長(草薙正子君) 4項1目幼稚園費ですが、56ページをお願いいたします。

11節修繕料ですが、これは千畑幼稚園の暖房設備の修繕料でございます。

14節は、仙南幼稚園の印刷機の借上料でございます。

○社会教育課長(泉谷隆雄君) 5項1目社会教育総務費でございますが、3節時間外手当につきましては、今後、公民館交流センター、清水苑など、施設利用にかかわる説明会を夜間に開催したく補正をお願いするものでございます。

7節、8節、14節につきましては、学校支援本部事業にかかわる事業費の組み替えでございます。

3目文化財保護費でございますが、本堂城回地区県営圃場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査が終了してございますので、それに伴う補正でございます。当初の予定より出土品が少なかったということで、減額でございます。

4目社会教育施設費でございますが、7節賃金は、社会教育課が仙南公民館に移動になります ので、土・日に管理人を雇用する必要があるためお願いするものでございます。

13節は、髙橋清見氏より寄贈された絵画に額縁がついていないものが1点ございましたので、その製作費でございます。

14節は、学友館の下水道使用料に不足が見込まれることと、玄関等マットをリースしたく補正をお願いするものでございます。

6項2目の保健体育施設費でございますが、こちらは六郷体育館の照明灯の球切れのため修繕 をお願いするものでございます。

○学務課長(辻 一志君) 3目の学校給食費の15節工事請負費ですが、学校給食法の一部改正に 伴い学校給食衛生管理基準の見直しがありまして、衛生管理の徹底のため給食従事者専用手洗い 設備については温水対応などが必要となったことから、南給食センターの手洗い設備2カ所を改修するものでございます。以上です。

○議長(髙橋 猛君) これで、議案第95号の説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

(午前10時50分)

○議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議案第96号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第12、議案第96号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- **〇議長(髙橋 猛君)** 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(右谷康一君) 議案第96号についてご説明いたします。

今回の国民健康保険特別会計補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、国庫 補助金等の確定によるものが主なものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者にかかわる医療費等の補正が主なものとなってございます。 67ページをお開きください。

歳入でございます。

- 3款1項1目療養給付費等負担金1節でございます。これは、一般被保険者の医療費の伸びにより、国からの定率補助分を追加するものでございます。
- 2目高額医療費共同事業負担金1節は、共同事業拠出金、増により国庫負担金を追加するものでございます。

続きまして、2項1目財政調整交付金1節、これは普通調整交付金、額確定による追加でございます。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金でございます。1節、これは先ほど説明いたしましたが、3款1項2目負担金の県分でございます。補助率4分の1でございます。

次、7款1項1目高額医療費共同事業交付金1節でございます。これは、共同事業拠出金の増額により定率補助分を追加するものでございます。

次のページ、ご覧になっていただきたいと思います。

9款1項1目は一般会計繰入金でございます。1節、2節、3節、各繰入金を額の確定により 減額するものでございます。

歳入につきましては、以上であります。

続きまして、69ページ、歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費19節でございます。これは、一般被保険者療養給付費の 伸びにより、その給付費の不足分を追加するものでございます。

同じく3目一般被保険者療養費19節、これは同じく一般被保険者の療養費の伸びにより、その 療養費不足分を追加するものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費19節、これにつきましては、一般被保険者の高額療養費の伸びにより、その不足分を追加するものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金、6款1項1目介護納付金につきましては、普通調整交付金の確定により、財源を組み替えるものでございます。

70ページでございます。

7款1項1目高額医療費拠出金でございます。19節、これにつきましては、県全体の医療費の 伸びにより高額医療費共同事業拠出金を増額するものでございます。

12款1項1目予備費は、減額する補正となってございます。

以上、国民健康保険特別会計の補正予算につきましては、以上のとおりでございます。

○議長(髙橋 猛君) これで、議案第96号の説明が終わりました。

◎議案第97号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第13、議案第97号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算 第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

75ページ、歳出をお願いいたします。

(事務局長朗読)

- ○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。
- **〇建設課長(鈴木 隆君)** 議案第97号 簡易水道事業特別会計についてご説明いたします。

1款1項1目及び3款3項1目につきましては、制度改正に伴う人件費の補正でございます。

1 款 3 項 1 目につきましては、今年度の工事額の確定によりまして、15節を減額し、来年度以降の事業の円滑な推進を図るため、調査設計を行いたく13節の委託料の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで、議案第97号の説明が終わりました。

◎議案第98号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第14、議案第98号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。
- **〇建設課長(鈴木 隆君)** 議案第98号 下水道事業特別会計についてご説明いたします。

83ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目3節は、制度改正に伴います人件費の減額でございます。

27節は、消費税の納付額の確定に伴う減額でございます。

2項1目13節は、平成20年度及び21年度実施の下水道工事の台帳整理を実施するため、委託費の増額補正をお願いするものでございます。

3款につきましては、人件費の減額によるものでございます。以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで、議案第98号の説明が終わりました。

◎議案第99号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第15、議案第99号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正 予算第5号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。
- **〇建設課長(鈴木 隆君)** 議案第99号 農業集落排水事業特別会計についてご説明いたします。 91ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目及び3款1項1目につきましては、制度改正及び精査によるものでございます。 以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで、議案第99号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

〇議長(高橋 猛君) 以上で、本日予定されました日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日、午前10時本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時12分)